

■やまと芸術文化ホール「友の会」会員規約

第1条（名称）

本会は、「やまと芸術文化ホール 友の会」（以下「友の会」という。）と称します。

第2条（目的）

指定管理者やまとみらい（大和市文化創造拠点）サントリーパブリシティサービス株式会社（以下「弊社」という。）は、やまと芸術文化ホールで開催される芸術文化事業の鑑賞機会の提供と、市民文化の発展に寄与することを目的に、「やまと芸術文化ホール 友の会」を設立します。

第3条（会員）

第2条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、入会申込をされ、弊社が入会を承認した方を友の会会員（以下「会員」という。）といたします。なお、入会申込は御本人様に限り、重複しての入会、名義変更、譲渡、貸与はできません。

第4条（入会金、年会費）

会員の入会金および年会費は無料とします。

第5条（会員サービス）

会員は、弊社が別途定める「会員」を対象とした各種サービス（以下「会員サービス」という。）を所定の方法により利用することができます。また、サービス内容は、予告なく変更されることがあります。

第6条（会員サービスの中断または中止）

弊社は、以下のいずれかに該当する場合、会員サービスの運用の全てまたは一部を中断・中止することができます。

1. 会員サービスのシステムの定時または緊急の保守・点検を行う場合
2. 弊社が設置または管理する設備の異常、故障、障害その他会員サービスをお客様に提供できない事由が生じた場合
3. 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、輸送手段の混乱、その他弊社の合理的支配を超える事由により、会員サービスの提供ができなくなった場合
4. その他、弊社が会員サービスの運営上必要と判断した場合

第7条（届出事項の変更）

1. 会員がやまと芸術文化ホールに届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合には、やまと芸術文化ホールの会員登録ページの「登録内容変更」手続きにてこれを届け出るものとします。
2. 会員は、前項の届出を行わず、郵便物等の延着または未着が発生した場合は、異議を述べるできないものとします。

第8条（退会）

1. 会員は、「友の会」を退会しようとするときは、やまと芸術文化ホールの会員登録ページの「登録取消/退会」手続きにてこれを行うものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合は、会員の資格を取り消すことが出来るものとします。